

枚方市条例第 12 号

枚方市議会事務局条例等の一部を改正する条例

(枚方市議会事務局条例の一部改正)

第1条 枚方市議会事務局条例（昭和37年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

枚方市議会局条例

第1条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「事務局」を「議会に事務局として議会局」に改める。

第2条中「事務局」を「議会局の」に改め、「枚方市職員定数条例」の次に「（平成22年枚方市条例第35号）」を加える。

第3条中「定めある」を「定めのある」に、「事務局」を「議会局」に改める。

(枚方市議会基本条例の一部改正)

第2条 枚方市議会基本条例（平成26年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「議会事務局」を「議会局」に改める。

「第9章 議会事務局等の充実」を「第9章 議会局等の充実」に改める。

第34条の見出しを「（議会局）」に改め、同条第1項中「議会事務局」を「議会局」に改め、同条第2項中「議会事務局」を「議会局の」に改める。

(枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第12条第4項中「議会の事務局の」を削る。

(枚方市議会委員会条例の一部改正)

第4条 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「事務局」を「議会局の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。